

玉置さよ子著

『西ゴート王国の君主と法』

佐藤 彰 一

ゲルマン民族のローマ領土内への定着の結果生まれたいわゆる部族国家のなかで最も長い命脈を保ち、古代後期の諸々の遺産を継承し、あるいはそれを糧に新しい文化を創造し、西暦千年以後に現われる西欧の古典的中世社会への橋渡しをしたのはフランク王国であったが、これについて長命であったのは、帝国の中に誕生した最初のゲルマン王国という榮譽をになつた西ゴート王国であった。東ゴートやヴァンダル王国は、勢いを盛り返したユスティニアヌスの東帝国に、あつけないほどたやすく滅ぼされ、現在のポルトガルに建国したスウェーヴィ王国は、スペインに拠点を移した西ゴート王国に併合されてしまった。大陸西欧で、三世紀間あるいはこれを越える生命を保つたのは、西ゴート王国とフランク王国だけであつた。

二つの王国の国制で対照的と思われるのは、王制のありようである。フランクの場合はメロヴィング王家による世襲・血統王権であるのに対して、西ゴート王国は一応選挙王制であつた。後者が選挙という不安定な権力継承原則にもかかわらず、これだけ長期にわたって存続したというのは考えてみれば、驚くべきことで

はないだろうか。七一一年の晩秋タリク・イブン・ジヤドが指揮する千人にも満たないイスラームの騎馬兵団の前に、まるで剣のひと突きに崩れるように首都トレドが陥落するような事態がなかつたならば、この王国はさらに生き永らえたのは確実である。

絶えざる政治的内紛にもかかわらず、半島に生きる人々のエトノス意識を越える一種の「ヒスパニア国民」意識をいち早く醸成し、七世紀中頃には統一法典を布告するなど、フランク王国に優る先駆性を發揮した国家の歴史は、わが国でもっと研究の対象にされてよい。

前おきが長くなつてしまつたが、本書は一九九二年に奈良女子大学に提出された学位論文であり、アリウス派キリスト教国として出発した西ゴート王国が、六世紀末にカトリックに改宗した後の、大まかに言えば七世紀を時代的な枠組として、この間の政治理念と法制定をめぐる諸問題についての考察を内容としている。

まず最初に、序と結論をのぞいて本論五章からなる本書の内容を簡単に紹介し、ついで気が付いた点や感想を述べることで評者の責めをふせぎたい。

* * *

序「研究史と課題」は、欧米の学界における西ゴート王国観について述べ、とくに六世紀末のカトリック改宗以後は教会主導の神政政治が特徴であつたとする啓蒙期以来の見方が、一九三〇年代に大きく転換して、この王国の世俗性を強調するようになったとする。だがこの背景の一つとして、著者によればゴート人の文化を称揚するナチスのゲルマン・イデオロギーの影響も考慮しなければならず、したがって性急な結論を求めるとをしないで、

所見の丹念な検討を積み上げる地道な作業が求められる。

この時代の西ゴート王国社会を分析するために利用可能な史料として挙げられるのは、法典類、公会議事録、教会人の著わした著作や書簡に限られる。史料のこうした残存状況からも、研究が教会人の目と彼らの範型（パラダイム）を通して見た、国家と政治の理念的側面に向けられざるを得ないことになる。

第一章「イシドルス・ルネサンス」と七世紀西ゴート王国」は、著者が述べているようにフランスの古典学者ジャク・フォンテーヌの大著『セヴィーリヤのイシドルスと西ゴート・スペインにおける古典文化』に拠りながら、イシドルスの百科全書的著作『語源誌（エティモロギア）』に、古典古代の学識が流れ込んでいるという周知の事実を述べ、またイシドルスの知的バイアスとしてギリシア語の知識が欠落していて、それがギリシア語圏であったビザンツ国家への彼の敵愾心の根底にあった（ノ）ことが指摘される。またイシドルスの弟子であった、フラウリオ、エウゲニウス、ユリアヌスらの著作活動や国王シセプート自身への彼の影響を指摘することによって、時の西ゴート王国の政治への影響を見てとるのである。

第二章「王権思想の形成—イシドルスの君主観を中心に—」では、まず全西ゴート史のハイライトをなす、国王レカレドによる五八九年のアリウス派からカトリックへの改宗の経緯を、レカレドの『歴史十書』や、ピラクルのヨハネスの『年代記』、イシドルス『ゴート人の歴史』などの関連記述をつき合わせて検討し、とくにイシドルスの著述に表れているように、レカレドの行動が西ゴート史の正しい流れであるとする思想が刻印された

とする。その上で、問題の『ゴート人の歴史』を取り上げその中に通底する、ゴート人によるヒスパニア支配の正当性への確信や君主の条件についての思想が吟味されるが、驚くべきはこの書物が、王国と西ゴート教会が一致して追求する理念にまで昇華したということである。

第三章「法治国家理念の確立—西ゴート統一法典を中心に—」は、六五三年に第八回トレド公会議で承認され、翌年公布された『西ゴート統一法典（*Libri Iudiciorum*）』の二・三の条項を取り上げて、この法典がいかにイシドルスの思想に深く影響されているかを示した後に、トレド司教ユリアヌスの著わした『ワンバ王の歴史』に込められた王権観を探り、イシドルスの死後にその政治思想が継色するどころか、著者のいう「西ゴート政治文化」の内実をなすものとして、硬直化の弊を伴いつつ生き続けることを説く。

第四章「西ゴート王国の反ユダヤ立法」では、最初に六世紀末から顕著になるユダヤ人への王権の対応が年代を追ってたどられる。著者は一連の反ユダヤ人立法が、「西ゴート政治文化」のもう一つの側面であったことを明らかにする作業としてこれを行なっている。そしてそれは「君主（國王）の意向」、「君主の敬虔と正義」を前面に出しつつも、実は教会によって主導された事態であったことを推測する。

西ゴート王国の立法過程が、諸課題についての国王による公会議への諮問（トムス）、公会議での当該問題についての決定、これを承けての王権による法令の發布というように図式化できるとの指摘は、メロヴィング・フランク王国の布告発令についての評

者の想定と重なり興味深い。

第五章「西ゴート政治文化」の限界」は、六九四年の国王エギカが召集した第一七回トレド公会議の決議第八条で定められた「ユダヤ人奴隸化宣言」という極端な迫害政策が取られた背景による富裕化と、他方において国庫の窮乏を充たそうとするエギカ、西ゴート政治文化」の内実をなす統治原理からの逸脱の結果とらえる。

結論「王国理念とイスパニア教会」では、スペイン・カトリック教会の観点からの「地上の秩序」構築の期待を託された王権と、当のスペイン教会との関わり合いが一度総括的に再論される。

以上が、いささか簡潔にすぎるかも知れないが、評者が読み取った議論の大枠である。

本書は読みやすいとは言えない。その理由の一つは、問題や議論が十分整理されずに錯綜したままで提示されることが多いという点にある。たとえば第一章のむすびにある、「カトリック改宗後の王国の当面の敵手は、半島南部を制圧するビザンツ勢力であった。この政治的情勢がもたらした反ビザンツ感情に、イシドルスの事業は、ローマ回帰という思想的拠り所を与えた。旧ローマ帝国の再現という誇らしい課題のもとに、イベリア半島の統一の回復も、文化水準の向上も、自信をもって追求されえた」(二八頁)という文章は、簡単には理解できない。なぜなら、この時期にあつてはビザンツはなおローマ帝国を体現する存在なのであつて、「旧ローマ帝国」とビザンツとはアンティノミーであつたと

は考え難いからである。けれども著者の真意は、どうやら「旧ローマ帝国」の再現というより、東皇帝に代わる新秩序の担い手としての西ゴート王権という意味であるらしいことが、第二章の論述から納得されるのである。

ある概念なり用語なりが、言及されることにそれらが嵌め込まれている文脈に則して、その内容にズレが見られる場合が少なくない。これが概念の明確な把握を困難にし、ひいては理解をむづかしくしているのである。

著者独特の用語法にもいささか驚かされたことを指摘しておくなければならない。序のところでは一度ならず「国体」という表現に会い、その内容の斟酌に悩まされた。ドイツ語の *Vettersung* (国制) と同じ意味の言葉なのであろうか。もしそうであるとするならば、なぜ敢えて「国体」という用語を採用しなければならぬのか、その説明をすべきであらう。このほか括弧つきとはいえ、「敵性言語」や「御前論争」、「今上陛下」など表現の選択にあつて、何を基準にしたのか理解に苦しむ事例が少なくない。もし冗語であるとするならば、この種の著書はそれにふさわしい場とは言えない。

官職名の訳語の問題として一つだけ挙げると、*dux* を「將軍」としているのは(三四頁)「大公」とすべきと思う。また単なるケアレス・ミスと思われるが(二三〇頁)、ブルンヒルデとテオドリックを倒してフランク王国を再統一したのは、クロタール一世ではなくクロタール二世である。西ゴートのガリア建国は四一六年(四八頁)ではなく、四一八年であり、ランゴバルド人は東ゲルマン語系の人々では(七頁)なく、西ゲルマンに属する。

本書の主題として全編を貫いているのは、著者も述べているようにイシドルス思想とその遺産たる「西ゴート政治文化」の王権と教会を巻き込んだ発展過程の諸局面を提示し、この思想の限界を明らかにすることであった。はたしてその課題は果たされたであろうか。著者の考えるイシドルス思想というものが、なかなか判然としないのである。先に指摘したカトリック教会に支えられたビザンツを越える新秩序の追求がそれであろうか。そしてこれを継承した「西ゴート政治文化」とは、そうした新秩序にふさわしい敬虔で義なる国王の統治の実現をめざす政治的パラダイムなのであるか。いずれにしても、その実体が極めて曖昧かつ内容が希薄であるとの印象がどうしても拭えない。

いずれにしても、すべてが理念の問題なのである。著者がその限界の事例として挙げているエギカ時代の反ユダヤ人立法は、もしその原因がエギカという生身の人間の個性に起因し、また国庫の窮迫が原因であるならば、それは必ずしも「西ゴート政治文化」の破綻とは言えないであろう。理念が現実によって破られるのは、理念に内在する限界とは別の事柄だからである。

ちなみにイシドルスの王権観はフォンテーヌやティエなども論じてゐるが、Marc Reydellet, *La royauté dans la littérature latine de Sidoine Apollinaire à Isidore de Séville*, Paris/Roma 1981 は問題を明確化する上で役立つであろう。

冒頭で指摘したように、古代世界からヨーロッパ中世世界がどのように誕生するという汲めども尽きぬ大問題を考える上で、西ゴート王国は極めて重要な視座を提供している。隣接の初期フランク王国では、西ゴート王国とは対照的に政治理念をそれ自体と

して問題にし得るような史料カテゴリーが貧困なだけに、なおのこと西ゴートの事例は重要である。イシドルスという知的巨人の存在が政治理念の陶冶の面でこの王国の先進性を基礎づけたのであろうが、やはり公会議と王権の関係という古典的ではあるが、西ゴートに独自とされる政治システムの問題も、新しい観点からいま一度検討する必要があるのではないだろうか。

評者自身の乏しい知識を意識しながらも、忌憚のない意見を述べた。誤解誤読もあるであろう。その節は著者の御海容をお願いしたい。

(A5判 二八四頁 一九九六年二月 創研出版 本体六七九六円)

(名古屋大学教授)